

## ホームページ掲載申告書に関する注意事項

### 1. 各様式共通（減免申請書以外）

- (1) こちらに掲載してある様式を使用された方で控が必要な場合は、控用の申告書（写等）を添付してください。
- (2) 郵送で提出いただいた場合、切手を貼付した返信用封筒が同封されていない場合は控をお返しできません。（控が不要の場合は、返信用封筒の必要はありません。）

### 2. 事業所税申告納付期限

災害等の場合を除き、申告納付期限の延長はありません。

事業にかかる事業所税の申告納付期限は、法人の方は事業年度終了から二ヶ月以内、個人の方は翌年3月15日となります。申告納付期限までに必ずご申告ください。

### 3. 減免申請書

減免申請書は、納付期限日までに提出いただくことが減免の絶対条件ですので、ご注意ください。